

**第 3 編 武力攻撃事態等
対 処 編**

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、県は、直ちに初動体制を整え、国、市町村及び関係機関と連携を図りながら、警報の発令・通知、住民の避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するために策定した「国民保護実施マニュアル」を随時改定することとする。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

1 危機対策会議の開設等

県内において大規模事故等が発生した場合には、知事は「埼玉県危機管理指針」に基づき、直ちに「危機対策会議」又は「危機対策本部」を開設し、迅速な情報の収集を行い対応策を実施するものとする。

2 県対策本部の設置と職員の配備

国から県対策本部設置の指定があった場合には、知事は県対策本部を設置し、職員を配備する。

第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合

は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。

《非常参集場所》

- ① 県庁舎
- ② 現地対策本部又は支部を設置する事務所
- ③ その他県の地域機関

なお、非常参集した場合は、部長又は現地対策本部長の指示に従うものとする。

第2節 県対策本部の組織等

1 県対策本部の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

- ① 県対策本部には、部を設置する。
部の組織及び職制は別表1とおりにする。
- ② 県対策本部会議は、県対策本部長、県対策副本部長、県対策本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。
ア 県対策本部長 知事
イ 県対策副本部長 副知事、危機管理防災部長
ウ 県対策本部員 公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、県警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、教育局教育総務部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、労働委員会事務局長

(2) 県対策本部長の権限

- ① 県の区域内の措置に関する総合調整
- ② 国の対策本部長に対する総合調整の要請
- ③ 指定地方行政機関、指定公共機関等に対する職員の派遣の求め
- ④ 防衛大臣に対する職員の本部会議への出席の求め
- ⑤ 国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
- ⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

⑦ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

(3) 県対策本部の機能

県対策本部の機能は以下のとおりである。

- ① 知事が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。
- ② 県対策本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。
- ③ 知事以外の県の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

(4) 現地対策本部の設置

県対策本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

- ① 現地対策本部の名称、設置場所及び担当区域は別表2のとおりとする。ただし、県対策本部長は必要に応じて設置場所を変更することができる。

現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員を置き、それぞれ別表3に掲げる職にあるものをもって充てる。

- ② 現地対策本部に現地対策本部連絡員を置き、現地対策本部長が指定する。

現地対策本部連絡員は現地対策本部長の指示を受け、県対策本部、当該現地対策本部担当区域内市町村及び地域機関との連絡調整に当たるものとする。

- ③ 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

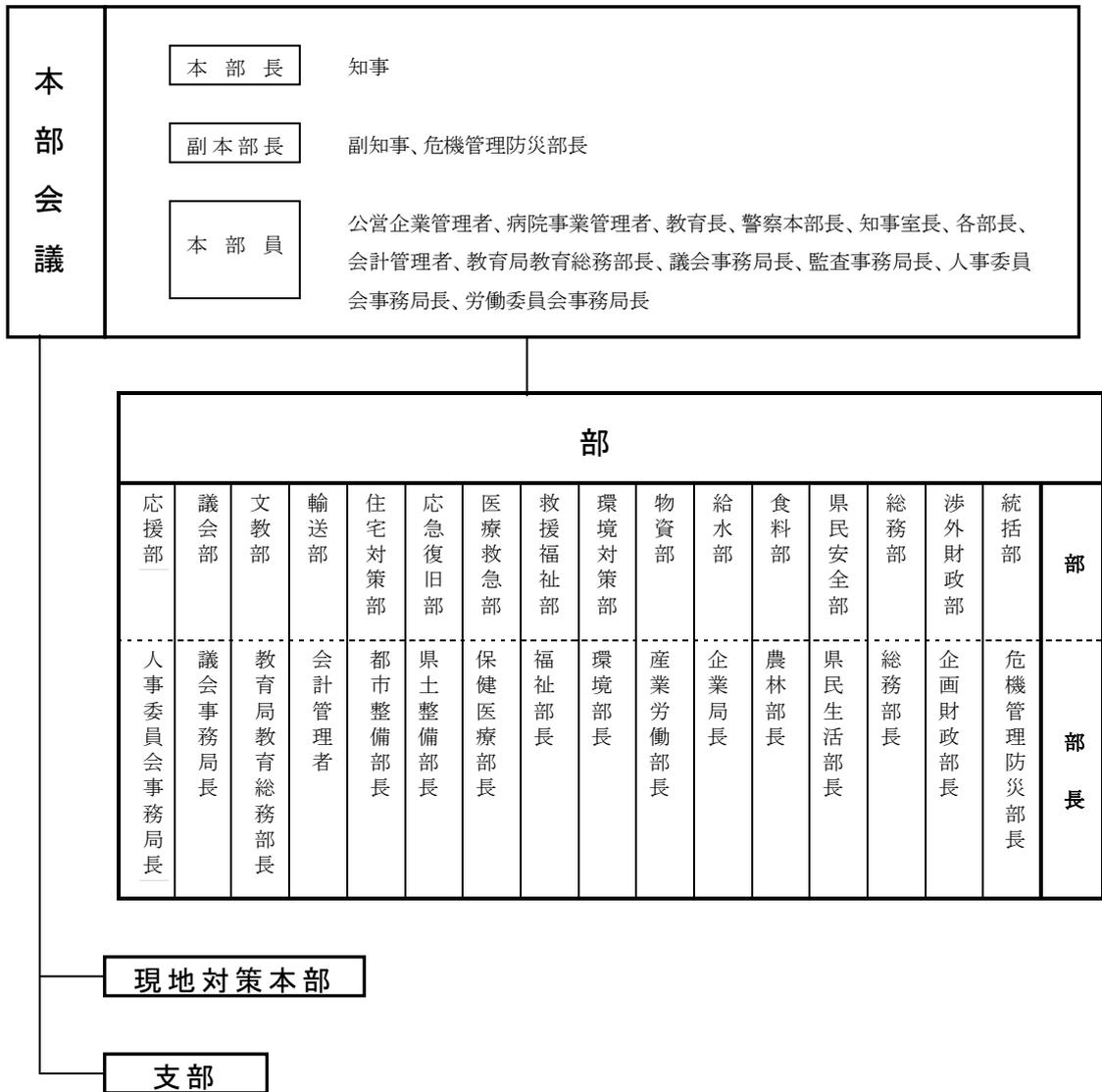
- ア 担当区域内の市町村及び地域機関の武力攻撃災害情報の収集及び県対策本部長への報告
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 担当区域内の国民保護措置の把握
- エ 防災基地の開設
- オ 市町村国民保護措置の支援
- カ その他県対策本部長の指示に基づく事項

(5) 支部の設置

県対策本部に、国民保護措置を効果的に実施するため、支部を設置する。

- ① 支部の名称、設置場所、担当区域は別表 2 のとおりとする。
支部に、支部長、副支部長及び支部付を置き、それぞれ別表 4 に掲げる者を持って充てる。
- ② 支部は主に以下の業務を所掌する。
 - ア 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び県対策本部長への連絡
 - イ 防災基地の開設
 - ウ その他県対策本部長の指示に基づく事項

< 県対策本部の組織図 >



別表 1 部の組織及び職制

部名	部長	副部長	主な業務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長	国民保護に関する情報の収集に関すること 県国民保護対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関する こと 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 部間等の国民保護措置の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡 調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示に関すること 避難経路の決定に関すること 緊急通報の発令に関すること 退避の指示に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること インターネット等による情報発信に関すること
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部副部長	国への要望に関すること 全国知事会、関東地方知事会等に関すること 国民保護対策予算に関すること 義捐金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること
総務部	総務部長	総務部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の武力攻撃災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部副部長	安否情報の収集、提供に関すること 災害等情報相談センターに関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること
食料部	農林部長	農林部副部長	食料の調達に関すること 物資集積地(食料)の指定及び管理に関すること 応援物資(食料)の受け入れに関すること 緊急物資(食料)の仕分け、配分に関すること その他物資(食料)に関すること
給水部	企業局長	管理担当部長	飲料水の確保、供給に関すること
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資(生活必需品)の調達に関すること 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関すること 応援物資(生活必需品)の受け入れに関すること 緊急物資(生活必需品)の仕分け、配分に関すること 応援労働力の確保に関すること その他物資(生活必需品)に関すること
環境対策部	環境部長	環境部副部長	武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 水質汚濁対策に関すること その他環境保全対策に関すること

部名	部長	副部長	主な業務
救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長	避難所の調整に関すること 避難所の運営に関すること ボランティアに関すること 災害時等の要援護者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会との連絡調整に関すること その他救援に関すること
医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関すること 医療救護班の編成、派遣に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 防疫・保健衛生に関すること 埋・火葬の調整に関すること 飲料水、食料の衛生管理に関すること 動物愛護、猛獣対策に関すること 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関すること 県立病院における医療に関すること その他医療に関すること
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 河川の応急対策に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること その他応急復旧に関すること
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関すること 応急危険度判定に関すること 住宅関係障害物の除去作業支援に関すること 下水道施設の応急対策に関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること その他住宅対策に関すること
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民、緊急物資の輸送に関すること 運送事業者との連絡調整に関すること 運送手段、燃料に関すること 交通情報に関すること その他輸送に関すること
文教部	教育局教育総務部長	教育局県立学校部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること 学用品の確保、調達に関すること 授業料の減免措置に関すること 文化財の保護に関すること 県立学校施設の応急復旧に関すること その他教育に関すること
議会部	議会事務局長	議会事務局副事務局長	議会に関すること
応援部	人事委員会事務局長	監査事務局長 労働委員会事務局長	他の部の応援に関すること

別表2 現地対策本部及び支部の名称、設置場所及び担当区域

現地対策本部名	支部名	設置場所	担当区域
—	さいたま支部	浦和県税事務所	さいたま市
川口現地対策本部	川口支部	南部地域振興センター	川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市
朝霞現地対策本部	朝霞支部	南西部地域振興センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部現地対策本部	春日部支部	東部地域振興センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾現地対策本部	上尾支部	県央地域振興センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越現地対策本部	川越支部	川越比企地域振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢現地対策本部	所沢支部	西部地域振興センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田現地対策本部	行田支部	利根地域振興センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷲宮町 杉戸町 騎西町 北川辺町 大利根町
熊谷現地対策本部	熊谷支部	北部地域振興センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父現地対策本部	秩父支部	秩父地域振興センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町

別表3 現地対策本部の職制

名 称	現地対策本部長	現地対策副本部長	現地対策本部員
川口現地対策本部	南部地域振興センター所長	南部地域振興センター地域防災幹	川口県税事務所長 川口保健所長 その他現地対策本部長が指定するもの
朝霞現地対策本部	南西部地域振興センター所長	南西部地域振興センター地域防災幹	朝霞県税事務所長 朝霞保健所長 朝霞県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの
春日部現地対策本部	東部地域振興センター所長	東部地域振興センター地域防災幹	春日部県税事務所長 越谷県税事務所長 越谷県土整備事務所長 埼玉南福祉保健総合センター所長 春日部保健所長 越谷保健所長 春日部農林振興センター所長 東部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの
上尾現地対策本部	県央地域振興センター所長	県央地域振興センター地域防災幹	上尾県税事務所長 北足立福祉保健総合センター所長 鴻巣保健所長 北本県土整備事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの
川越現地対策本部	川越比企地域振興センター所長	川越比企地域振興センター地域防災幹	川越比企地域振興センター東松山事務所長兼地域調整幹 川越県税事務所長 東松山県税事務所長 入間西福祉保健総合センター所長 比企福祉保健総合センター所長 坂戸保健所長 東松山保健所長 川越農林振興センター所長 東松山農林振興センター所長 川越県土整備事務所長 東松山県土整備事務所長 西部教育事務所長 その他現地対策本部長が指定するもの

名 称	現地対策本部長	現地対策副本部長	現地対策本部員
所沢現地対策本部	西部地域振興センター所長	西部地域振興センター地域防災幹	所沢県税事務所長 飯能県税事務所長 入間東福祉保健総合センター所長 所沢保健所長 飯能県土整備事務所長 その他 現地対策本部長が指定するもの
行田現地対策本部	利根地域振興センター所長	利根地域振興センター地域防災幹	行田県税事務所長 北埼玉福祉保健総合センター所長 埼玉北福祉保健総合センター所長 加須保健所長 幸手保健所長 加須農林振興センター所長 行田県土整備事務所長 杉戸県土整備事務所長 その他 現地対策本部長が指定するもの
熊谷現地対策本部	北部地域振興センター所長	北部地域振興センター地域防災幹	北部地域振興センター本庄事務所長 兼地域調整幹 熊谷県税事務所長 本庄県税事務所長 大里福祉保健総合センター所長 児玉福祉保健総合センター所長 熊谷保健所長 本庄保健所長 大里農林振興センター所長 本庄農林振興センター所長 熊谷県土整備事務所長 本庄県土整備事務所長 北部教育事務所長 その他 現地対策本部長が指定するもの
秩父現地対策本部	秩父地域振興センター所長	秩父地域振興センター地域防災幹	秩父県税事務所長 秩父福祉保健総合センター所長 秩父保健所長 秩父農林振興センター所長 秩父県土整備事務所長 北部教育事務所秩父支所長 その他 現地対策本部長が指定するもの

別表4 支部の職制

名 称	支 部 長	副 支 部 長	支 部 付
さいたま支部	浦和県税事務所 所長	浦和県税事務所副所長	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
川口支部	南部地域振興セ ンター所長	南部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
朝霞支部	南西部地域振興 センター所長	南西部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
春日部支部	東部地域振興セ ンター所長	東部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
上尾支部	県央地域振興セ ンター所長	県央地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
川越支部	川越比企地域振 興センター所長	川越比企地域振興センター地 域防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
所沢支部	西部地域振興セ ンター所長	西部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
行田支部	利根地域振興セ ンター所長	利根地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
熊谷支部	北部地域振興セ ンター所長	北部地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの
秩父支部	秩父地域振興セ ンター所長	秩父地域振興センター地域 防災幹	担当区域を所管する地域機 関の長及び支部長が指定する もの

2 県対策本部開設の通知等

(1) 県対策本部の開設の通知等

県対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を、次に掲げる機関に対し、防災行政無線、電話、FAX等を使用して通知するものとする。

【通知先】

- ① 県内市町村長
- ② 陸上自衛隊東部方面総監
- ③ 航空自衛隊中部航空方面隊司令官
- ④ 海上自衛隊横須賀方面総監
- ⑤ 指定行政機関（資料1-1-③参照）
- ⑥ 指定地方行政機関（資料1-1-④参照）
- ⑦ 指定公共機関（資料1-1-⑤参照）
- ⑧ 指定地方公共機関（資料1-1-⑥参照）
- ⑨ その他の公共的団体

(2) 県対策本部会議の開催場所の決定

- ① 県対策本部会議は、原則として県庁内で開催する。
- ② 県庁舎が被災又は被災のおそれがある場合、危機管理防災部長は県庁舎での県対策本部設置の可否を判断し、設置が困難な場合には、知事が別途開催場所を決定する。

第3節 関係機関との連携体制の確保

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確認等

① 県及び市町村

国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、県は、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

② 指定地方公共機関

国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡するものとする。

(2) 通信確保のための措置の実施

県、市町村、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国の機関との連携

(1) 国の現地対策本部との調整

県は国の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

(2) 指定地方行政機関、指定行政機関への職員派遣要請

県対策本部長は、必要があると認める時には、指定地方行政機関の長（指定地方行政機関がない場合は指定行政機関の長）、特定指定公共機関に対して、職員の派遣を要請する。

(3) 消防庁長官への緊急消防援助隊等の応援要請

大規模、特殊な武力攻撃災害が発生し、県内の消防機関だけでは対

応が困難な場合、知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

【関連資料】資料４－５ 緊急消防援助隊 受援のフロー

(4) 自衛隊への要請

① 県対策本部会議への出席要請

県対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、防衛大臣に対して指定する職員を県対策本部の会議に出席させるよう、要請するものとする。

② 国民保護等派遣の要請

知事は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 武力攻撃災害への対処
- エ 武力攻撃災害の応急の復旧

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信によるものとする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考になるべき事項

3 市町村・県警察・消防機関との連携

(1) 市町村との連携

① 警報が発令された地域を管轄する市町村は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告するものとする。

② 対策本部設置の指定をうけた市町村は、速やかに国民保護対策

本部を設置するとともに、設置した旨を県対策本部に報告するものとする。

(2) 県警察との連携

県及び市町村は国民保護対策本部を設置した時は、県は県警察本部に、市町村は当該市町村を管轄する警察署に通知するものとする。

(3) 緊急消防援助隊調整本部との連携

緊急消防援助隊の受入れのため、県に緊急消防援助隊調整本部が設置された場合には、設置した旨を県対策本部に報告するとともに、相互に連携を図るものとする。

4 現地調整所の設置

市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。県は必要に応じ職員を派遣する。

但し、知事は、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市町村長と調整のうえ、現地調整所を設置する。

第4節 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。

なお、廃止の通知を第2節の2（1）に準じて行うものとする。

第5節 県民との連携

武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。

このため、県及び市町村は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めると

ころにより日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、第2編第12章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮するものとする。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 特殊標章等の交付

1 特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

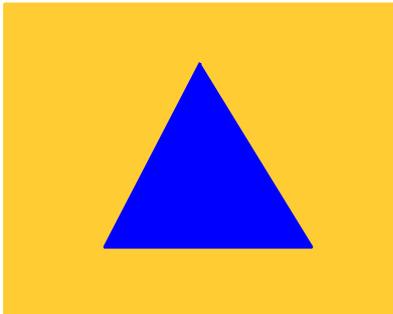
2 知事等は、国の定める基準、手続等に従い、具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等を交付することとされている。

交付する者	交付を受ける者
知事	県の職員
県警察本部長	県警察の職員
市町村長	市町村の職員
消防長	消防職員
水防管理者	水防団長、水防団員
指定行政機関の長	指定行政機関の職員

3 知事等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。

4 指定公共機関は所管の指定行政機関の長、指定地方公共機関は知事の許可を受けて、特殊標章等を使用することができることとされている。

【特殊標章の図】



※ オレンジ色地に青色の正三角形

- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）のひな型】

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name

生年月日/Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

第2節 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、医療組織又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させるものとする。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

(1) 指定地方公共機関である医療機関

(2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く）

4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができるものとされている。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

	<p>【この証明書を発給する許可権者の名を記載するための余白】</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の</p>		
<p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as</p>		

発給年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血球型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第3節 安全確保のための情報提供

県及び市町村は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物

資集積所における放送や掲示

- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報

第3章 住民の避難措置

第1節 警報の通知・伝達

1 国からの警報の発令

警報には、次に定める事項が示される。

- (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測
- (2) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- (3) その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

2 国からの警報の受入れ方法

(1) 勤務時間内

- ① 総務省（消防庁）からの警報の通知は、危機管理課が受信するものとする。
- ② 危機管理課は、受信した旨直ちに総務省（消防庁）へ返信する。

(2) 勤務時間外

- ① 総務省（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信する。
- ② 宿日直者は受信した旨直ちに総務省（消防庁）へ返信するとともに、直ちに危機管理防災部長へ連絡する。

3 県の他の執行機関、市町村、消防機関への通知

県は国から警報の通知を受けたときは、議会、県の他の執行機関（公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、県公安委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、選挙管理委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会）、市町村長に対して直ちに警報を通知する。なお、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するものとする。

市町村は、受信した場合には、その旨を直ちに県へ返信するとともに、消防機関へ連絡を行う。

勤務時間内には、危機管理課が県の他の執行機関、市町村へ通知する。
勤務時間外は、宿日直者が県の他の執行機関、市町村へ通知する。

4 指定地方公共機関への通知

県は、国から警報の発令を受けたときは、指定地方公共機関に対して、直ちに警報を通知する。通知の方法等については、3の場合と同様に行う。

指定地方公共機関は、受信した場合は、その旨直ちに県に返信するものとする。

5 警報の記者発表等

県は、警報の記者発表を速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載するものとする。

6 市町村の住民等への伝達

(1) 住民への伝達

市町村は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

- ① サイレン（国が定めた放送方法による。）
- ② 防災行政無線
- ③ 自治会を通じた伝達
- ④ 広報車
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ F A X（主に、聴覚障害者に対して行う。）

なお、県は市町村から要請があり、必要があると認めるときは、ヘリコプター等による広報を実施する。

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

県は、県が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達を行う。

市町村は、市町村が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。

7 警報の放送について

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送

するものとされている。

8 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の発令

1 緊急通報発令の基準

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められる時で、次の場合に発令するものとする。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

3 緊急通報の通知先、通知方法

- (1) 通知先は以下のとおりである。
 - ① 市町村
 - ② 県の他の執行機関
 - ③ 指定公共機関（資料1-1-⑤参照）
 - ④ 指定地方公共機関（資料1-1-⑥参照）
- (2) 上記機関への通知方法は、第1節「警報の通知・伝達」の規定に準じて行う。
- (3) 知事は、緊急通報を発令したときは、速やかに、その内容を国の対策本部長に報告するものとする。

4 緊急通報の伝達、放送

(1) 住民への伝達

市町村は、県から緊急通報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知・伝達」に準じる。

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

県及び市町村は、第1節「警報の通知・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。

(3) 緊急通報の放送について

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送するものとされている。

第3節 避難の指示

本節では、武力攻撃事態等の類型のうち、着上陸侵攻や航空攻撃（事前の兆候を察知した場合）のように、避難のための準備期間があり、かつ避難が広範囲にわたり長期化する可能性が高い場合の対応について記載する。

弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃から避難する場合のように、事前の兆候の把握が困難と考えられ、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合の住民避難については、知事は、緊急通報の発令を行い、市町村長は退避の指示、警戒区域の設定等を行うものとする。

また、市町村長は、第2編第4章第2節により、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択して、避難誘導を実施するものとする。

1 避難の指示の通知等

(1) 国からの指示内容

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

（２）国からの指示の受入れ方法

国からの避難措置の指示の受入れは、「第 1 節 2 国からの警報の受入れ方法」に準じて行うものとする。

（３）要避難地域の市町村への通知

知事は、避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の 2 段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととする。

① 第 1 段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に伝達する。

② 第 2 段階の避難指示

第 1 段階の避難指示の後、速やかに以下の 3 点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

- ア 主要な避難経路
- イ 避難のための交通手段
- ウ 避難先地域における避難施設

（４）市町村長の住民への避難の伝達等

市町村長は、知事から避難の指示をうけた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、避難実施要領を直ちに作成しなければならない。

① 避難実施要領の作成

ア 第 1 段階の避難指示があった時

市町村長は、第 2 編第 4 章第 2 節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第 2 段階の避難指示があった時

市町村長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県は、市町村の避難実施要領策定に対して、必要な支援を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込むものとする。

- (ア) 要避難地域の住所
- (イ) 避難住民の誘導の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
- (ウ) 避難先の住所及び施設名
- (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- (オ) 集合時間及び集合にあたっての留意点
- (カ) 避難の交通手段及び避難の経路
- (キ) 市町村職員、消防職団員の配置、担当業務等
- (ク) 災害時要援護者への対応
- (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
- (コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容
- (サ) 避難住民の携行品、服装
- (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市町村は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

② 住民への周知内容及び方法

市町村長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、災害時要援護者に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。

③ 関係機関への通知

市町村長は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の各執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知するものとする。

(5) 避難先地域の市町村長への通知

知事は、避難の指示をしたときには、直ちにその内容を、避難先地域を管轄する市町村長に通知するものとする。

なお、他の都道府県に避難させる必要がある場合には、知事は、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難住民を受け入れるべき地域を決定し、直ちに当該地域を管轄する市町村長及び要避難地域を管轄する知事に通知する。

(6) 指定公共機関、指定地方公共機関等への周知及び避難措置の実施

知事は、避難の指示をしたときには、直ちにその内容を、指定公共

機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

通知を受けた指定地方公共機関は、速やかに避難住民の運送などの措置を実施できる体制を整えるものとする。

(7) その他避難指示を通知すべき機関

- ① 要避難地域、避難先地域以外の地域を管轄する市町村長
- ② 避難先地域の避難施設の管理者
- ③ 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体
- ④ 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

(8) 国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をした時には、国の対策本部長にその内容を報告するものとする。

(9) 避難の指示の放送

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送するものとされている。

なお、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることから、その迅速な伝達を確保するため、その放送の方法については、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の自主的な判断にゆだねることとされている。

2 県域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した時には、本県の住民が都県域を越えて避難を行うことや、逆に他都県の住民が本県へ避難してくることなどが考えられる。

こうした県の区域を越える避難の際には、関係都道府県知事間で協議を行い、避難住民の具体的な受入れ先等について、避難先地域の受入れ能力を勘案しつつ、関係知事が調整するものとする。

その具体的な連絡調整方法や手続等については、第1編第5章第3節であらかじめ締結した協定に基づき実施することとする。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第5節の1「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

県及び市町村は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 災害時要援護者の避難

県及び市町村は、あらかじめ第2編第4章第5節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。

(3) 自家用自動車等の使用

県は、自家用自動車等を交通手段として示す際には、県警察の意見を聴き、調整を図るものとする。

2 運送事業者への協力要請

県及び市町村は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、下記の事項を示し国民保護業務計画又は第2編第4章第5節によりあらかじめ締結した協定に基づき、避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた運送事業者である指定地方公共機関は、業務計画に基づき避難住民の運送を実施するものとする。

また、県は、あらかじめ協定を締結しているタクシー事業者に対して、協定に基づき避難住民の運送を実施するよう要請するものとする。

3 運送実施状況の把握

(1) 避難誘導拠点、避難施設に位置する市町村職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市町村対策本部に報告するものとする。

(2) 市町村対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。

(3) 市町村対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県対策本部に報告する。

(4) 県対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次国

の対策本部に情報を提供する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難措置の指示があった場合には、県及び市町村は、第2編第4章第6節により選定してある候補路の中から避難路を選定し、避難経路を決定する。

1 県における主要な避難経路の決定

県は以下の調整を踏まえ、避難経路を決定するものとする。

(1) 国の対策本部による利用指針の策定に係る調整

武力攻撃事態等において、国の対策本部長は、対処基本方針に基づき、特定の地域における道路に関し特定の者の優先的な利用を「道路の利用に関する指針」において定めることができる。

この場合、県は、国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応するものとする。

(2) 自衛隊との調整

県は、県対策本部の本部会議に出席することとされた防衛省職員を通じて、自衛隊の行動と調整を行うものとする。

(3) 県警察との調整

県は、避難経路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、主要な避難経路を決定する際には、県警察と調整を図ることとする。

2 市町村における避難経路の決定

県は上記1に基づき主要な避難経路を決定し、市町村に通知する。

通知を受けた市町村は、あらかじめ定めた候補路の中から、県が定めた主要な避難経路に接続する避難路を選定し、避難経路を決定する。

また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 県警察による交通規制

県警察は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、隣接都県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接都県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

2 交通規制等の周知

県警察及び道路管理者である県及び市町村は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

県は、交通規制等の状況について情報を収集し、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関に通知する。

通知を受けた市町村は防災行政無線、広報車等を使用して住民等に周知するものとする。

3 関係機関による道路啓開

知事をはじめとする道路管理者は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

第7節 避難誘導の実施

1 市町村による避難誘導の実施

市町村長は、避難実施要領を定め、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、市町村長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

県警察は自らの判断で避難実施要領に沿って避難誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集等の必要な措置を講ずるほか、市町村長等からの要請にこたえて必要と考える措置を講ずるものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

2 県による避難誘導状況の把握等

(1) 市町村による避難誘導の状況の把握

県は、市町村の避難実施要領策定後において、市町村による避難住民の誘導状況について把握するものとする。

(2) 県による避難住民の誘導の支援や補助

県は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食品、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行うものとする。

特に、市町村が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や、市町村から要請があった場合には、現地に職員を派遣し、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、避難住民の誘導の補助を行うものとする。

第8節 避難の指示の解除

知事は、国の対策本部長から避難措置の指示の解除の通知があった時には、避難の指示を解除するものとする。

市町村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 避難住民等の救援措置

住民の避難が行われた場合や武力攻撃災害による被災者が発生した場合、県と市町村は互いに連携・協力し、避難先地域や被災地において避難住民・

被災者に対して衣食住や医療の提供などの救援を行うものとする。

第1節 救援の協力要請等

1 国への協力要請

県は救援を行うにあたって、必要がある場合には、国に対し、必要な緊急物資の種類や量のほか、物資の搬入経路等の情報を提供するとともに、専門知識を有する職員の派遣等必要な支援を要請することとする。

2 市町村への協力要請

県は、国から救援の指示を受けたときには、迅速に救援を実施するとともに、避難先地域又は被災地を管轄する市町村等に対し、救援の協力を要請する。

3 日本赤十字社への協力要請

県は、救援を行うにあたって、必要がある場合には、日本赤十字社に対して協力を要請するものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請

県は、救援を行うにあたって、必要がある場合には、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して協力を要請するものとする。

第2節 救援の実施

避難住民等の救援は、県と市町村が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

また、さいたま市が県と同様の立場で救援を実施するため、県は、救援の円滑な実施のため、さいたま市長と事前に活動内容について調整を行うものとする。

なお、救援は本来現物給付によるものであることを前提としているが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行うことができる。

- 1 収容施設の供与
- 2 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）（資料3-4参照）に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。

1 収容施設の供与

(1) 収容施設の決定方法等

① 避難所の決定

ア 県民が県内に避難する場合

県は、避難措置の指示があった段階で、要避難地域及び避難先地域の市町村と調整し、あらかじめ指定した避難施設の中から適切な施設を選定する。

イ 県民が県外へ避難する場合

知事は、避難先地域の知事と協議し、避難先地域の知事は、避難住民を受け入れる避難所を決定し、知事に通知する。

知事は、要避難地域の市町村に、避難所について通知する。

なお、避難先地域の知事は、避難所について避難先地域の市町村長へ通知する。

ウ 県外の住民が県内へ避難してくる場合

要避難地域の知事は、知事と協議し、知事は、避難先地域の市町村と調整し、避難住民を受け入れる避難所を決定し、要避難地域の知事に通知する。

要避難地域の知事は、要避難地域の市町村に、避難所について通知する。

なお、知事は、避難所について避難先地域の市町村長へ通知

する。

② 公営住宅、民間賃貸住宅の貸与

県及び市町村は、公営住宅及び民間賃貸住宅について、第2編第4章第9節で定めた方法によるほか、以下により空室を確保して、避難住民等に貸与する。

ア 公営住宅の貸与

公営の住宅及び宿泊施設の空室状況を把握するとともに、他の自治体及び公社等に住宅及び宿泊施設の空室の貸与を依頼し、確保する。

イ 民間賃貸住宅の貸与

関係団体等に対して協力を依頼し、借り上げ等の方法により空室を確保する。

③ 応急仮設住宅等の供与

県及び市町村は、第2編第4章第9節によって定めた方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、避難住民等に対して応急仮設住宅等を供与する。

(2) 避難施設の管理者への通知

① 県民が県内に避難する場合

避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市町村を通じて行うものとする。ただし、県が管理する施設への通知は、県が行う。

② 県民が県外に避難する場合

避難先地域の避難施設の管理者への通知は、避難先地域の知事が行う。

③ 県外の住民が県内に避難してくる場合

避難先地域の避難施設の管理者への通知は、県が市町村を通じて行うものとする。ただし、県が管理する施設への通知は県が行う。

(3) 収容施設の運営、維持管理等

① 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第8節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された県及び市町村の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。ただし、配置される県及び市町村の職員が到着するまでの間は、応

急的に避難所の管理者が運営を行うよう努めるものとする。

② 応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として県が市町村に委託するものとする。

③ 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

県及び市町村は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

2 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

県及び市町村は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与を実施する。

(1) 供給計画の策定

市町村は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

県は、市町村の報告を取りまとめ、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下の内容について、食品・飲料水・生活必需品の供給計画を定めるものとする。

- ① 備蓄物資から使用する量
- ② 県内外からの応援物資の量
- ③ 物資の保管・売渡し等の要請量、要請業者
- ④ 食品・生活必需品等物資集積地
- ⑤ 物資集積地までの運送方法、運送体制
- ⑥ 物資集積地から避難所等への運送方法、運送体制
- ⑦ 拠点給水、車両給水の実施方法
- ⑧ その他必要な事項

(2) 県の物資集積地

県の物資集積地は、第2編第6章第3節の定めるとおりとする。

(3) 飲料水の供給

飲料水の供給は、県が市町村の協力の下で実施する。

① 給水方法

給水にあたっては、避難所等に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図ることとする。

② 応急給水資器材の調達

市町村は、応急給水資器材が不足する場合には、県に対して応

援を要請する。

県は、必要な応急給水資器材の数量を調達するものとするが、状況により当該資器材を保有する他の機関に要請を行い調達するものとする。

(4) 事業者への保管・売渡し要請等

備蓄物資及び応援物資では避難住民等の救援が十分に行われないと認められる場合において、知事は、物資の売渡し要請及び物資の保管命令を行うものとする。

なお、物資の売渡しについて、正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、物資を収用するものとする。

また、知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、物資の売り渡し要請、保管命令、収用を行うよう要請するものとする。

① 売渡しを要請できる物資（以下「特定物資」という。）

下記ア～ケの物資で、生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を業とするものが取り扱うものとする。

ア 医薬品

イ 食品

ウ 寝具

エ 医療機器その他衛生用品

オ 飲料水

カ 被服その他生活必需品

キ 収容施設等に係る建設工事に必要な建設資材

ク 燃料

ケ その他救援の実施に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの

② 要請の方法

売渡しの要請は、上記特定物資の所有者に対して文書で行うことを原則とするが、その暇がないときには口頭で行い、後日文書を交付する。

③ 収用の方法

特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じない場合には、知事は、公用令書を交付して特定物資を収用することができる。

④ 物資の保管命令

知事は、緊急の必要がある場合には、公用令書を交付して物資の保管命令を発するものとする。

【関連資料】資料 3 - 6 公用令書の様式

(5) 応援物資の集積等

県及び市町村は、第 2 編第 6 章第 3 節、第 4 節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本県が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本県から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送先の都道府県及び応援物資を発送する他の都道府県と、発送する品目や時期等について調整するものとする。

(6) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

県及び市町村は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送する物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

県は市町村と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送等について要請する。

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施する。

また、市町村は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請するものとする。

② 運送実施状況の把握

ア 県は、要請を行った運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次県国民保護対策本部等へ報告を行うよう依頼するものとする。

イ 県国民保護対策本部等は、運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量について取りまとめ、国の対策本部及び関係する市町村対策本部へ連絡する。

ウ 市町村対策本部は、イに掲げる事項及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(7) 緊急物資運送路の確保

① 国の対策本部との調整

県及び市町村は、緊急物資の運送道路を決定する際には国の対策本部長と必要な調整を行うこととする。

② 県警察との調整

県は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には県警察と調整を行う。

③ 緊急物資運送路の決定

ア 県は、①及び②に基づき、第2編第6章第2節で定めた「緊急物資運送候補路」の中から、市町村の意見を聴いて、以下の運送路について決定し、市町村に通知する。

(ア) 特定物資の保管場所等から物資集積地までの運送路

(イ) 物資集積地から避難所等救援を行う場所までの運送路

イ 県は運送路を決定した時には、県警察本部及び運送事業者に対して通知する。

(8) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

県及び被災した市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民等が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び国の対策本部を通じて、国民に公表するよう努めるものとする。

また、本県が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、県及び市町村は、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃災害等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

① 消防機関の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市町村からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変

化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷病者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。

(ウ) 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

(エ) 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

ウ 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

県内の消防機関だけの対応が困難と認める時には、知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を求める。

② 傷病者搬送の手順

第2編第7章第4節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。

(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第4節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

(ウ) 県は、重傷病者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターや救急医療用ヘリコプターを手配するとともに、県は、県警察、自衛隊、海上保安庁に対しても、ヘリコプターによる搬送の要請を行う。

また、あらかじめ締結した協定に基づき、他の都道府県や民間航空会社に対してヘリコプターによる搬送の手配を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村、消防機関及びその他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

① 医療救護班の編成手順と派遣方法

第2編第7章第2節2により定めた方法により、各機関は医療救護班を編成し派遣する。

② 医療資機材等の調達

ア 医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

要請を受けた県は、備蓄用医療資機材等の提供、製造販売業者への物資の売渡し要請等を行い、必要数量を確保する。

イ 血液の供給

県及び日本赤十字社埼玉県支部は、武力攻撃災害発生後、直ちに県内血液センター施設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 被害の軽微な地域等に採血車を出動させて、献血の協力を受ける。

(イ) 血液が不足する場合には、近隣の日本赤十字社の都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入を行う。

【関連資料】資料3-3 県内に所在する血液センター一覧

(3) 医療救護所の設置

救護班を派遣する各機関は、第2編第7章第2節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) N B C 災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、第2編第7章第2節3により整備した連携体制に基づき対処していく

ほか、専門的知識を有する医療関係者により特別な救護班を編成し、緊急被ばく医療活動等を実施するものとする。

(5) 後方医療体制の確立

① 災害拠点病院との連携

救護班を派遣した各機関は、第2編第7章第3節の災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行うものとする。災害拠点病院は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者、高度な治療が必要な患者を受け入れるものとする。

② 広域応援の要請

県及び県医師会、県看護協会は、必要があるときには、第2編第7章第3節定める協定等に基づき、広域応援を要請する。

(6) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

4 被災者の捜索及び救出

県は、県警察、市町村、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

(1) 被災情報等の把握

県は、市町村と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。収集した情報は、県対策本部で集約する。

(2) 被災地における捜索・救助の実施

県は被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。

① 被災者の捜索及び救出は、現地対策本部職員又は地域機関の職員が行うことを原則とする。

② 自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

③ 被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県対策本部に連絡し、指示を得る。

(3) 応援要請

① 県は、被災情報を消防機関に提供するとともに、一つの消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関へ応援を要請するなど、必要な調整を行う。

② 知事は、被災状況が大規模であり、本県だけでは対応が困難と認めるときには、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請又は近隣都県等の知事に対して応援要請を行う。

また、知事は必要と認めるときには防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請する。

(4) 救助資機材の調達

市町村は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

5 死体の捜索、処理及び埋・火葬

県は、市町村、自衛隊、県警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。

(1) 死体の捜索

県は、市町村や県警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

(2) 死体の処理

上記により発見した死体については以下の手順により処理する。

① 一時保管

県は、市町村の協力のもとで、検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

（注）検視・・・警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分。

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分。

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

② 検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

③ 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、県が市町村、県警察、消防機関、葬祭業取扱業者等の協力を得て死体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 死体収容所（安置所）の開設

県は、市町村の協力の下で、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理

県は、市町村の協力の下で、収容した死体の遺留品等の整理を行う。

（3）埋・火葬対策

① 被害状況の把握

ア 市町村は、死者数を県に報告するものとする。

イ 県は、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

② 埋・火葬の実施

ア 県は、市町村の協力の下で、第2編第7章第5節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。

イ 個々の市町村のみでは火葬の実施が困難な場合には、県は、第2編第7章第5節により整備した連携体制に基づき、受入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。

ウ 県内の火葬場だけでは処理が困難な場合には、県は近隣都県に火葬の応援を要請する。

6 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行うものとする。

7 被災住宅の応急修理

県は、市町村の協力の下で、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

8 学用品の給与

県は、市町村の協力の下で、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(1) 教科書の調達支給

県は、市町村教育委員会（市町村教育委員会が所管していない学校については当該学校長）からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し支給するものとする。

(2) 文房具及び通学用品

県は、市町村の協力の下で、被害の実情に応じ現物を支給する。

9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

県は市町村の協力の下で、武力攻撃災害により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第3節 他の都道府県との相互協力

1 応援の要請

武力攻撃災害等により県内の広範囲な地域で被害が発生した場合や、他の都県から多数の避難住民を受け入れた場合など、本県のみで救援措置を行うことが困難と認められるときには、第1編第5章第3節により締結した協定に基づき、他の都道府県に応援を要請するものとする。

2 事務の一部の委託

(1) 知事は、国民保護措置の実施のため、他の都道府県知事に対し事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行うものとする。

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

(2) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、知事は、上記事項を公示するとともに、総務大臣に届け出るものとする。

また事務の委託を行った場合は、知事は、その内容を速やかに議会に報告するものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、県は、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関と情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、県対策本部は、国の対策本部、市町村対策本部、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関等から情報の収集に努めるものとする。

また、被害状況を映像により把握することが有効であるため、県は防災ヘリコプターにより上空から撮影を行い、映像をヘリコプターテレビ伝送システムにより県対策本部に送信する。

なお、収集する主な被害情報の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 武力攻撃災害発生の原因
- (5) 被害状況
- (6) 応急措置情報
- (7) その他必要な情報

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行うものとする。
- (2) 知事は、調査の結果必要があると認めるときは、国に通知するものとする。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知するものとする。

3 国、県への措置要請

(1) 知事の要請

知事は、発生した武力攻撃災害が以下に掲げる状況の場合、又は市町村長から要請があり知事が必要と認めるときには、国の対策本部長に対して必要な措置を講じるよう要請するものとする。

- ① その武力攻撃災害が著しく大規模である場合
- ② 武力攻撃災害の性質が特殊である場合
- ③ その他、県では武力攻撃災害対応が困難と認める場合

(2) 市町村長の要請

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう、求めることとする。

4 消防に関する指示等

(1) 市町村長等に対する指示

知事は武力攻撃災害が発生し又は発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ず

ることを指示するものとする。

この場合において、知事は、その対処にあたる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 消防庁長官から指示を受けた場合の措置

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長等に対して指示を行うものとする。

(3) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

また、知事は、自らの県が被災していない時で、消防庁長官から被災した都道府県に対する消防の応援等の指示がなされた場合は、自ら県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示するものとする。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市町村長は、特に必要があると認める場合には、退避の指示を行うものとする。

知事が退避の指示をしたときには、直ちにその旨を市町村長に通知する。

市町村長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知するものとする。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品

⑥ その他の注意事項

なお、知事、市町村長の退避の指示を待ついとまがないとき、又は要請があったときには、警察官が退避の指示を行う。これらの者が退避の指示を行うことができない場合に限り、自衛官が退避の指示を行う。

(2) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

知事が警戒区域の設定等の措置をしたときには、直ちにその旨を市町村長に通知する。

また、市町村長は、特に必要があると認めるときには、警戒区域設定等の措置を実施するものとする。

なお、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定等の措置を待ついとまがないと認めるとき、または、これらの者から要請があったときは、警察官が当該措置を講ずることができる。

(3) 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。

また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をすることができる。

2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事は、武力攻撃事態等において、県内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、市町村、所管省庁、県警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有するものとする。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 管理者への要請

知事は、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全の確保が特に必要であると認めるときには、第2編第8章第1節によりあらかじめ通知した留意点に基づき、関係機関の意見を聴いて、管理者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、その際には、管理者に対して必要な情報を十分提供すること等により、管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

(3) 県警察・消防への支援要請等

施設の管理者は、県警察、消防機関及びその他関係機関に対して、安全確保のため、必要な支援を求めることができるものとされている。

(4) 立入制限区域指定の要請

知事は、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全を確保するため必要がある場合には、速やかに立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会に要請するものとする。

県公安委員会は、立入制限区域を指定した場合には、速やかに施設の管理者に通知するとともに、立入制限区域の範囲、制限する期間等を公示することとする。

また、要請がない場合でも、県公安委員会は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域の指定を行うことができる。

(5) 警察官による退去命令等

立入制限区域が指定されたときは、警察官は、特に当該生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対して、立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(6) 応急対策の実施の要請

知事は、生活関連等施設に武力攻撃災害が発生し安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、施設の管理者に対し、応急対策の実施を要請する。そのうち、埼玉県在所管する生活関連等施設の管理者は、国民保護業務計画、又はあらかじめ定めた応急復旧計画に基づき、県、市町村、消防機関等の協力を得て、迅速に応急対策の実施に努めるものとする。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況の把握、管理者への要請、立入制限区域の指定の

措置は「2 生活関連等施設の安全確保」に準じて行う。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

知事及び市町村長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事及び市町村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

【関連資料】資料4-2 危険物質等取扱者に対する措置

(4) 核燃料物質等使用施設管理者等の応急対策

核燃料物質等使用施設管理者は、武力攻撃災害が発生した場合には、第2編第8章第2節に基づきあらかじめ策定した計画等に基づき、汚染物質の除去や被害の拡大防止などの応急対策を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

本県には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、県内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、県は「埼玉県地域防災計画（風水害・事故災害対策編）」の「放射性物質事故災害対策計画」に定めるところに準じて措置を実施する。

5 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示するものとする。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 内閣総理大臣の要請による都道府県知事の措置

知事は、内閣総理大臣の協力要請を受けた場合には、県警察、市町村、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行うものとする。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止すること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限、禁止し、又は廃棄を命じること。

この場合、県は占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行うものとする。

- ④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

また、知事は、国の対策本部及び自衛隊等の専門的意見を聴き、必要と認めた場合には、専門家の派遣を要請するものとする。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的支援について、市町村、消防機関、県警察等から情報を集約し、国に対して迅速な支援要請を行うものとする。

この場合において、県は、県対策本部に派遣された国の職員や自衛隊員等を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、市町村、消防機関、県警察、保健所、衛生研究所、医療機関等と共有するものとする。

また、県及び市町村は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努めるものとする。

(4) 対応時の留意事項

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線

イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線

ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、県は、市町村、県警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。

(ア) 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対し、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。また、県は、汚染物質に関する情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。

(イ) 県は、市町村、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。

(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

(エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア)から(ウ)に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。

② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻

撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。

また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。

イ 県は、国と連携し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及びサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は予測を実施する。

ウ 県は、患者の移送を実施するとともに、市町村、消防機関、県警察、自衛隊に対して、対処要員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力するよう要請する。また、県は、必要に応じて隔離を行うなど二次感染を防止する措置を実施する。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。

イ また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。

ウ 県は、市町村、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の特性に応じた救急医療を実施する。

第3節 保健衛生対策の実施

県及び市町村は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第5節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

第4節 動物保護対策の実施

県及び市町村は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は「災害廃棄物処理計画指針」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

なお、必要に応じて廃棄物処理団体の協力を得るものとする。

市町村は「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

また、県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、特例基準により廃棄物の処理等を行わせることができる（以下このような業者を「特例業者」という）。また、特例業者が特例基準に適合しない廃棄物の処理等を行った場合は、当該特例業者に対し、廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

なお、平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、

武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

2 し尿処理

(1) 市町村が行う措置

市町村は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努めるものとする。

(2) 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

県は市町村の協力の下に、仮設（簡易）トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行うこととする。

(3) 広域的な支援・協力

市町村は、し尿処理を実施するにあたって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請するものとする。要請を受けた県は仮設トイレの設置など必要な支援を実施するものとする。

第6節 文化財保護対策の実施

県及び市町村は、武力攻撃災害による文化財の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施していくものとする。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

(1) 県及び市町村

県及び市町村は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するものとする。

(2) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるものとする。

2 情報の報告

(1) 県への報告

① 市町村は、上記1で収集した被災情報を、県に報告するものとする。

② 指定地方公共機関は、上記1で収集した被災情報を、県に報告するよう努めるものとする。

(2) 消防庁への報告

県は、自ら収集し、又は上記(1)により市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報を、消防庁に報告するものとする。

3 情報の提供

県は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を県民に提供する。

【関連資料】資料4-6 被災情報の報告様式

第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市町村は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

県は、市町村からの情報を、自ら収集した情報とともに整理し、総務大臣に対して報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した住民に関し収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 死体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

【関連資料】資料3-7-① 安否情報報告書様式

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県及び市町村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知するものとする。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口にて、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を

提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、知事及び市町村長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付けるものとする。

- ③ 県及び市町村は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求めるものとする。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取するものとする。

【関連資料】資料3-7-② 安否情報照会書様式

(2) 安否情報の回答

- ① 県及び市町村は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か

- ② 県及び市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答するものとする。

ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

- ③ 県及び市町村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握しておくものとする。

【関連資料】資料3-7-③ 安否情報回答書様式

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断するものとする。

3 外国人に関する安否情報

県及び市町村は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力を行うものとする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

県、市町村、指定地方公共機関等の国民保護措置実施機関は、各機関の国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努めることとする。